

## 審議会等の会議結果報告

1 会議名	津市行財政改革推進委員会 平成26年度第2回会議
2 日時	平成27年3月16日(月) 午後3時30分から午後5時まで
3 場所	津市役所本庁舎 8階 大会議室B
4 出席した者の氏名	<p>(委員の出席者)</p> <p>伊藤登代子、川喜田久、佐藤ゆかり、寺家正昭、竹株清司、辻岡利宏、中津多喜郎、渡辺義彦</p> <p style="text-align: right;">(50音順、敬称略)</p> <p>(市の出席者)</p> <p>総務部長 盆野明弘          総務部次長 溝田久孝          総務部行政経営担当参事(兼)行政経営課長 浅井英幸          政策課長 倉田浩伸          財政課長 畷田光伸          行政経営課調整・行政経営担当主幹 脇田光之          行政経営課主査 加納直樹          行政経営課主査 本多裕樹</p>
5 内容	<p>(1) 津市の概要(総合計画・財政状況)について</p> <p>(2) 平成28年度以降の新たな計画のあり方等について</p> <p>(3) その他</p>
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	<p>総務部 行政経営課 行政経営担当</p> <p>電話番号 059-229-3273</p> <p>E-mail 229-3273@city.tsu.lg.jp</p>

会議録要旨は以下のとおり。

---

行政経営担当 参事(兼)課長 お待たせいたしました。ただいまから、津市行財政改革推進委員会平成26年度第2回会議を開催したいと思います。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、前回の会議におきまして、委員の皆様から、今後の議論のため「まずは、総合計画など、市がめざすところの説明を」というご意見をいただきました。

このため、本日は、まず総合計画と財政状況の概要について、説明をさせていただきますと思います。

また、二つ目の事項として、平成28年度以降の新たな計画の在り方等について、ご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

では、早速ですが、委員長よろしく願いいたします。

渡辺委員長 それでは、会議を開催いたします。

なお、本日は、井熊委員、二神委員におかれましては、所要のため、ご欠席との連絡を受けております。ご欠席の委員の皆様には、本日の会議の内容等につきまして、後日、事務局より報告していただくことといたします。

次に本日の会議の議事録への署名でございますが、前回申し上げましたように、委員名簿の順に毎回、出席委員2名の方に署名いただくこととしておりますので、今回は、川喜田委員と佐藤委員にお願いしたいと思います。

渡辺委員長 それでは、早速ですが、本日の事項に入らせていただきます。

まず、事項1の「津市の概要（総合計画・財政状況）」についてでございます。この事項につきましては、冒頭、事務局からも説明がございましたが、前回の会議で委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえまして、まずは、津市の大きな計画の方向性、あるいは財政状況について、改めて、事務局に説明いただき、今後、当委員会としての、津市の新たな経営の在り方を議論していくための参考としていただきたいと思います。

それでは、さっそく、事務局から説明をお願いします。

政策課長 政策課の倉田でございます。

まず、私から総合計画の説明をさせていただきます。

簡単なレジメ、パワーポイント資料を用意させていただきましたので、そちらで、説明を進めさせていただきます。

総合計画の本冊については、皆様の手元に配付させていただいていると思いますので、そちらはまた後ほどご覧いただければと思います。

まず、レジメの1枚目からご説明させていただきます。総合計画の中身の話をしていますと、非常に長い時間がかかってしまいますので、いったい総合計画とはどんなものか、総合計画の性格とは、どういうものかというところを少し、お話させていただきます。これは、2つありまして、法的な位置付けの部分と自治体における位置付けがあるかと思います。

総合計画は、昭和44年に地方自治法が改正されて、その時に第2条第4項で市町村は自治体の活動の全て、方向性について、基本構想を定めなければならないという規定がございました。この規定にもとづいて、全国の自治体で総合計画が作られはじめました。ただ、この総合計画というのは、行政活動全般のものでありますので、非常に総花的なものとして置かれるようになりました。具体的に言いますと、コンサルタント会社がそれぞれの自治体から「総合計画作って」と言われるということで出来てくる。それが、いわゆる金太郎飴的な総合計画が、日本全国あちこちで出来上がるということがございました。それ以降、やはり市民参加であるとか、その自治体の特性であるとか、そういったものを重要視するべきではないかという、動きが随分高まってきました。総合計画は独自に作るべきですよ、という動きが出てきました。特に、平成に入った頃からそういった動きが活発になってきてまして、それぞれの自治体で独自に作るという形になってきました。その中で、地方分権とか権限移譲という流れや、それぞれの自治体が独自に作るという、自立的な部分が出てまいりましたので、このような部分を踏まえて、平成23年、今から4年弱前にこの地方自治法の規定は削除されました。削除されたということは、法律に基づいて策定しなければならないという義務が、その時点でなくなったということになります。これを受けて、日本全国でどういう動きになっているかというところ、ある自治体では、もう策定しないというところもあります。また、ある自治体では、総合計画とは市長の経営方針ですよ、と。ですから、市長が変わるたびに総合計画が変わってもいいのではないかと、という自治体も出てまいりました。ただ、ほとんどの自治体で共通して言えるのは、計画行政がなければ、どこを向いているのか分からないということになりますので、基本的には計画行政は必要でしょうというのが、だいたいの自治体の考え方でございます。

津市はどうかと言いますと、平成24年に、総合計画は市議会の議決をもって定めようという形になりました。他の自治体でどうしているかというところまでは把握しておりませんが、津市は平成24年度に議会の議決事項として、取り扱うこととなりました。今、お手元にお持ちの津市総合計画後期基本計画は議会の議決をもって定めたものになります。いずれにしろ、社会的責任を有する行政活動ですので、計画としての方向性は必ず持っているなければならないということになっておりますので、ますます重要性というのは高まってくるのではないかと考えています。これが、法律の位置付けとしての変遷でございます。

もう1つは、それぞれの自治体においてどういう位置付けであるのか、ということですが、法があってもなくても、計画行政を進めていく上で、自治体経営の最上位の計画という位置付けになっています。津市でも、この計画が自治体経営の最上位の計画という位置付けです。では、何を定めているのかというと、行政サービスを実施する上での方向性を体系的に整理しているとともに、この計画が、他の計画を統制する役目を持っています。他の計画をバラバラに定めては駄目ですので、全てこの計画に整合性を持たせた形で、他のいろんな部門別計画を策定するという形になっています。いわゆるその市町村のバイブル的なものとして、自立性や独自性を持った形で総合計画が位置付けられているものでございます。今、全行政サービスを実施する上での方向性を体系的に整理したというのが、お手元の資料の1ページ右下の基本施策に書いてあるような内容となっています。これは、環境面から市民活動の促進まで、全部このような形で網羅しているということです。これが、総合計画の性格でございます。

次に、では、津市の総合計画の独自性と言いますか、特色というのはどういうものかということですが、1ページの上段に年度とそれぞれの計画が帯で示されています。まず、津市の総合計画は、市町村の建設計画、合併時に描いた「新市まちづくり計画」と言いますが、この新市まちづくり計画の影響を受けております。言い換えれば合併時のそれぞれの地域もしくは市民の思いを受け継いでいるという部分が大きな特徴でございます。したがって、1ページ下段の左には、新市まちづくり計画の将来像があり、下段中央には、総合計画後期基本計画におけます将来像が書いてありますけれども、「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」と書いてございますが、これは、両計画で同じ都市像をそのまま引き継いでいるということでございます。

この総合計画ですけれども、基本構想があり、これは10年の構想で平成20年度から平成29年度までとなっています。基本構想ですから、土地

利用をどのようにしていくなどの大きな視点が書いてあります。それに、具体的な施策の方向性を書いたのが、それぞれの基本計画です。平成20年度から平成24年度が前期基本計画。それから平成25年度から平成29年度までが後期基本計画となっています。今、平成26年度が終わりますので、これから3年目に入るところでございます。

それと、もう1つ、新市まちづくり計画が平成27年度まで帯が伸ばしてありますが、平成28年度からも右に伸びており、平成32年度まで延長と書いてございます。これは、合併した市町村の新市建設計画を5年間延長することができますという規定ができました。これは、東日本大震災を受けて、合併市町村がやるべきまちづくりが、なかなか前に進まないだろうということで、被災を受けた市町村は10年間の延長が可能となり、この関係で被災を受けなかった市町村については、5年間の延長が可能となりました。これは、延長することによって有利な起債が受けられるという特典がありますので、これにつきましては、今年の12月に期間を延長いたしました。したがって、平成32年度までの期間として建設計画を進めることとしました。したがって、新市まちづくり計画は平成32年度まで進めますので、平成30年度からの新しい総合計画を策定することになりますが、少なからずその影響は受けていくということでございます。

資料の2枚目をお願いいたします。基本計画の概要ということで、取りまとめさせていただいたものでございます。真ん中に後期基本計画のポイントが4つ記載してございます。今も申し上げましたように、ポイント1では、市民の皆さんの思いや期待が込められた「基本構想」、これは新市まちづくり計画の影響を受けた部分でございますが、それと、社会情勢の変化、前期基本計画の取組結果、これを踏まえて、5年間で何に重点を置いていくかということを確認にしようということで、今回の後期基本計画では重点施策を設定いたしました。それから、ポイント2、これも新市まちづくり計画と重なる部分ですけれども、各地域に地域審議会を設けてありますので、その方々がまとめた地域の将来像、これも尊重してその実現に向けた取組を実施しているところでございます。それから、合併特例債、今申し上げました有利な起債ですけれども、その借入可能年度が5年間延長されたことを踏まえて、新たな施策への対応を見据えた計画としております。最後、ポイント4では、対話と連携のもと、即答・即応し実現する市役所づくりを行う、という位置付けをしております。このポイント4につきましては、総合計画というのは、施策の体系にもとづいて、福祉はどうするとか、道路はどうするとか、環境面はどうするとかを書くのですが、自治体、市役所の姿勢を書きこんだ計画というのは、あまりないとい

う部分がございます、これは1つの大きな特徴かなと思っております。この総合計画につきましては、先ほど前段で申しましたように、経営者の考えというのも随分入ってきます。津市では、平成20年度から総合計画前期基本計画を作って、平成25年度に後期基本計画を作って、というように年度ごとに計画を作ってきたわけですが、今、申し上げた「対話と連携のもと、即答・即応し実現する市役所づくりを行う」というのは、これは今の市長の経営方針ですので、この経営方針をそのまま後期基本計画の中に位置付けています。さらに、下段にありますように、5つの目標別計画をたてまして、そこに45の重点施策を設定いたしまして、これらの重点施策を特に強く押し進めるという計画になっています。

次に、3ページをお願いします。45の重点施策を全て書いてあるものがございます。なかなかこの表だけだと、どれとどれが関わっているかというのが非常に難しくなっておりますが、まず、一番上の「美しい環境と共生するまちづくり」では12の施策があります。これは、特に住みやすさや環境を大事にしていこうという部分の施策と見ていただければと思います。一番上の新最終処分場の建設推進は、合併時に約束された事業であります。これは、環境面を重要視した部分であり、重点施策として書かせていただいております。同じく、リサイクルセンターの建設推進、白銀環境清掃センターの跡地整備、再生可能エネルギーの創出推進、環境共生社会の実現に向けた活動推進、森林の保全と整備。これは、特に環境を、津市の場合には非常に大きな都市でございます、自然環境が多く、海も山も、川も全部ありますので、そういった部分を大事にしていこうというものでございます。それから、もう一つは社会資本のストックが非常に老朽化しているということで、これも大きな課題として、総合計画の中に考え方として盛り込ませていただいたものです。それが、水道管路の耐震化、下水道の整備推進、橋りょうの長寿命化でございます。こういった社会資本のストックの老朽化に対応するための整備も位置付けております。もう1つは先ほど言いました住みやすさの部分で、定住促進であるとか、千歳山の整備推進、これは、大きな公園の整備でございますが、このようなことを進めたいということで位置付けております。

それから、2つ目の「安全で安心して暮らせるまちづくり」、これは、11の重点施策を位置付けています。ここの一番大きな項目は防災でございます。計画書の本冊を見ていただきますと分かるのですが、防災に関する記述に割いているページ数も非常に多くなっています。73ページから88ページまで、消防も含めて防災に関する記述が続いています。防災に力を注いだ計画ということになっています。終わりなき防災施策の強化、

災害に強いまちづくりの推進、消防施設・通信指令システムの整備促進の項目を掲げています。これも、経営者の意向がこの部分については、随分入っておりまして、東日本大震災を受け、津市の場合は防災対策を進めなければならないということで、この部分については重点的に進めさせていただいております。それから、もう1つが福祉分野でございます。保健センターの整備とか休日夜間応急診療所機能の充実、二次救急医療システムの整備推進。それから、高齢者につきましては、在宅健康支援の充実、要介護高齢者の支援の項目を掲げて、具体の中身を進めております。あとは、人口減少、少子化という課題に対して、津市独自のこども園の設置、ワークライフバランスの推進、発達支援センターの設置の項目を掲げているところでございます。

それから、3つ目の「豊かな文化と心を育むまちづくり」これはほぼ教育・文化的な面の事業を入れさせていただいたということでございます。

4つ目の「活力のあるまちづくり」については、働く場、雇用という面でございます。これも人口減少などに対応した施策として設けている部分でございます。企業誘致の展開から、農業、林業、商業に関する施策を主に書かせていただいております。それから、都市核の整備、副都市核の整備、新都心軸の形成につきましては、県都としての都市機能の向上を意図して書かせていただいた項目でございます。都市核、副都市核、中心市街地などの活性化を進めていきたいという思いで掲げている項目でございます。

最後が、「参加と協働のまちづくり」ということで、これにつきましては、先ほども申しましたように、即答・即応し実現する市役所づくりということで、市役所の位置付け、それから、地域住民との協働という形で私どもがどういう姿勢で、行政を進めていくかということを書かせていただいております。

それから、欄外に「計画を推進するために」ということで、シティプロモーションの展開も位置付けています。これも、今の経営者の方針の中で、市の売り込み、いかに情報発信をしていくかということが大事だろうということで、シティプロモーションの展開を書かせていただいたものです。

雑ばくな説明になったかもしれませんが、総合計画では、一体、津市は何を重点にどういう方向で進めているのかということで、少し説明させていただきました。以上です。

渡辺委員長            ありがとうございます。引き続きお願いします。

財政課長             財政課の寫田でございます。

それでは、私からは、津市の財政状況をご説明させていただきます。お手元の資料でございますが、4ページでございます。

まず、上段左のグラフにつきましては、人件費と借入金に対する返済金に当たります公債費の年度別の推移でございます。人件費につきましては、正規職員数の2,500人体制の取組などによりまして、年々減少しておりますが、平成26年に目標を達成いたしましたことから、今後は、給与改定のもととなる、国家公務員の給与に係る人事院勧告等により変動するものと考えております。今後は、なかなか大きな減少というのは、人件費については見込めないと考えております。次に公債費は、将来に備えまして、借入額と償還額のバランスを考えまして、抑制に努めてきましたことから減少しております。

次に下段の左のグラフをご覧いただきたいと思います。そちらのグラフは、年度ごとの借入金である市債の発行額の推移でございます。臨時財政対策債とは、本来、地方交付税として交付されるものではありませんが、国の財政状況などにより特別措置法が制定され、地方公共団体でその一部の借り入れを行い、その元利償還に対しましては後年度、国が全額交付税措置をするという起債でございます。合併特例事業債は、市町村合併を行った団体が、新しいまちづくりのために実施する事業に対して発行できるもので、国が元利償還の70%を地方交付税措置するというもので、言い換えてみますと、国の70%の補助を受けて事業を行うというようなものでございます。こちらは、平成25年度から新最終処分場、リサイクルセンター整備事業が着工したことに加えまして、平成26年度は新斎場に係る建設対価の支払いに対して借り入れを行いますことから、大幅に増加してきております。

なお、平成27年度につきましても、この額は大きくなるものとして予算計上させていただいて、今の議会でご審議いただいているところでございます。

次に上段右のグラフをご覧いただきたいと思います。このグラフは年度ごとの市債残高の推移でございます。臨時財政対策債につきましては、国からの地方債計画に沿って借り入れを行っておりますことから、増加しております。その他の市債につきましては、年々減少させてまいりましたが、先ほどご説明いたしました、市の大型プロジェクトに対する財源として、合併特例事業債を発行いたしますことから、今後、増加していくこととなりますが、このことは事前に想定されていたことであるため、事前に市債の残高を減少させ、公債費の抑制を行ってきたものでございます。

次に5ページをご覧ください。



市の貯金であります財政調整基金についてご説明いたします。上段右のグラフをご覧いただきたいと思います。ご覧のとおり、着実に積み増しを行っております。このことは、先ほどの市債に対しまして、今後、借入額を償還していく公債費が増額となりますこと、また現在、地方交付税の優遇措置であります合併算定替えを受けて、これが年々減少し、終了していくことなどから、事前の備えを行ってきているものでございます。この財政調整基金の規模については、4ページの下段右の表にございますように、県内でトップ、全国的に見ましても、25万人から35万人規模の団体の中でもトップであります。しかしながら、先ほど申し上げましたように、今後、この金額は減少していくものと想定しておりますが、災害等に備えるための一定の額を確保しつつ事業を進めているものでございます。

5ページにお戻りいただきたいと思います。

次に上段左のグラフについて、ご説明いたします。実質公債費比率についてでございます。実質公債費比率とは、平成18年の地方債協議制度の実施に伴い設けられたものでございますが、平成19年度からは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、公表が義務付けられた指標の1つでございます。皆さんご承知のように夕張市の問題がございましたので、この問題を受けて、制定された法律でございます。公債費や公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率でございます。3年間の平均値となりますが、平成19年度決算時におきましては、津市の場合13.4%でございました。平成25年度の決算におきましては、8.9%と減少してきております。これは、償還額と市債発行のバランスにより公債費の抑制を行ってきたことと、市債の中身がいわゆるただの借金ではなく、合併特例債のように、償還に対しまして交付税措置のあるものに切り替わってきていることが大きな要因となっているものでございます。次に将来負担比率について、将来負担比率とは、実質赤字比率や連結実質赤字比率と同様に地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、公表が義務付けられている指標でございまして、こちらは、全会計、津市の場合ですと、一般会計、特別会計、企業会計に留まらず、市が関係します第3セクター、土地開発公社等を含めます全てを対象として、将来的に負担すべき実質的な負債が、標準財政規模1年分の何倍になるかを示すものでございます。平成19年度におきましては、120.0%、平成25年度は、51.8%と、こちらも着実に減少傾向にあります。これは地方債残高の減少や財政調整基金を中心とする充当可能基金残高の増加によるものでございます。参考までに実質公債費比率について、国が早期に注意を促します比率の目安でございますが、早期健全化基準といたしまして、25.

0%ということでございます。将来負担比率につきまして、国が求める早期健全化基準が350%となっています。

全国の中で、この指数の影響を受けているのは、実質公債費比率については、夕張市だけでございます。将来負担比率につきましては、夕張市と泉佐野市ということで、こちらの指数に影響を与えるような財政運営をしているというのは、よっぽどのことであるということです。

以上、簡単に申し訳ございませんが、津市の財政状況についてご説明させていただきました。

なお、今後の課題として考えておりますことは、社会保障経費である扶助費の動向、地方交付税の合併算定替えの影響額、今、津市におきまして、恩恵額といたしましては、60億円から70億円程度でございます。これが、年々減少していきだろろうと思われそうですが、一本算定と言いまして、新市1つとして算定した場合に、また新しい地方交付税制度ができておりまして、各総合支所の経費を考慮いただくとか、国の制度もいろいろ変わってきておりますが、直接その額が下がるということは考えておりません。あとは、常にコスト意識を持ち続け、そういったことを徹底することによって、事前に的確に財政状況を把握しまして、健全で安定した財政運営を行うことが非常に大切であると考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

渡辺委員長

ありがとうございました。

今、説明がございましたけども、質問があればということですが、私からお聞きしたいんですけど、よろしいでしょうか。

総合計画の策定の背景であったりとか、現在の財政の状況をお話いただきましたけれども、それとこの委員会との関わり、行財政改革がどういう位置付けになるかというのを聞きたいのですが。

1つ思いますのは、総合計画の本冊の目次の第5章のところで、ページ数でいうと256ページになりますけども、「計画を推進するために」とあります。ここに書いてあるのが「第1項 行財政改革の推進による健全財政の確保」「第2項 行政経営システムの構築」とあります。今の総合計画、あるいは重点施策をやっていくために、まず、やっぱり財政の健全化もやらないといけないし、あるいは行政システムの効率化もやらないといけない。そのためにどういうようにしていけばいいか、という理解でよろしいでしょうか。

行政経営担当

たしかに、総合計画もそういう形で、今の行財政改革は、業務の効率化

参事(兼)課長   とか、財源確保の面からの計画になっております。当然、これも引き続いてやっていくことになると思いますけども、次回の新たな計画については、経営面も考慮したいと思っています。イメージとして、行政経営計画に1つの分野として行財政改革があるというように捉えていきたいと考えています。当然、この時点では、行財政改革ということで財源を確保して、コストカットを目指すということだったと思いますが、次回については、そういう形で考えていきたいと思っています。

渡辺委員長     今の説明の中にもありましたが、当初、合併時点では、職員の方が3,100名程度いらした。それを2,500人体制にしたと、その辺は業務の集約であったりとか、いろいろされてきた。それから、人員の体制については、かなり前倒しで実践をされた。そのあたりは目標が2,500人体制というのがありましたので、目指すべき方向感というのが、明確に数字があって進んできたということだと思います。今後、行財政改革で、例えば今の公債費比率が何%にしようというのは、なかなかこの委員会では難しいと思います。とにかく、議論の方向感というのが、どういうふうにしていけばいいのかというお話です。捉えにくいかと思いますが、いかがですか。

竹株委員       委員長のおっしゃったことと同感なんだけど、どこまで、材料ソースとして突っ込んだ議論をしていったらいいのかなど。どっちかという大きな基本計画の領域の部分というのは、このまちづくりとか、あるいは地域審議会のメンバーで議論された内容がかなりベースになっていて、パラパラと見ただけで、全部を分かってないんだけど、行財政改革の議論をしていく中で、例えば、このイントロの数字なんかも、本来は、きちっと決めた管理項目の中で財政の指標みたいなものが分かりやすく、あるいは、ずっとそれを見ていたので。今度は違うやつが、違うこともないんだけど、入ってきたりしているんですけど。ですから、少し、どこから入り込んで議論していくのかなというのが、もう少しはっきりしていいかもわかんと思います。

行政の皆さんがおっしゃっている、ここで議論として、こんなものも突っ込んでくれ、議論してくれという思いというのは分かるんだけど、今までやってきた経緯の中でいうと、少し、そんな感じがします。

ただ、ちょっと、よく分からなかったのが、最初の基本計画のポイントというところがあるじゃないですか。このところで、えっ、と思ったんだけど、ポイント4のところ、レスポンスのいい行政を、あるいは体制

を作りたい、とおっしゃっていたんだけど、その後に、基礎的自治体を目指すと書いてあるじゃないですか。これが、単純にどういうことかなと思って、よく分からなかったのですが。この基礎的自治体という言葉が、何をおっしゃっているのかというより、この言葉遣いが分からなかったんです。

政策課長

この基礎的自治体という言葉は、最近言われてきた言葉で、簡単に言えば市町村のことですが、実際に行政体が仕事をしていくときに、今までは、国・県・市とあって、それぞれが、法定受託事務みたいにやってきた。行政の仕事は、国が法律で決めてやってきたという部分があった。そうではなくて、分権の中で、それぞれの市町村で、きちんと住民の方を向きながら、仕事をしていきましょう、という流れが出てきて、その中で、そのような自治体を何と呼ぶのかということになって、それを基礎的自治体と言っているわけです。いわゆる市町村のことですが、昔みたいに国・県・市の関係の中で、行政を展開していくのではなくて、それぞれが主体的に行政を進めていきましょうという意味で使われています。当たり前のことと言われるかもしれませんが、なかなかそのような認識が持てなかったということで、そこで市町村のことを先端的と言いますか、住民の立場に立って常に行政を進めていましょうということで、最近、基礎的自治体という言葉で表しています。

竹株委員

一般用語として、使われているんですか。

政策課長

法律ではないのですが、国でそういう使い方をされています。

中津委員

具体的な部分をお伺いさせていただきます。まず、行財政改革についてですが、これは行政の効率化、財政の健全化。非常に響きがよろしいです。響きはいいのですが、市長も言われてましたように市民の立場に立って、選択肢を持てる行財政改革を行ってほしいと思います。実際に具体例を言いますと、総合支所においては、空いている部屋がある状態だと思います。もっと空いている部屋の有効活用のために、市民のボランティアや文化活動などに開放をお願いしたい。

それと、各地域には地域審議会があります。各地域審議会からはどのような声があがっているのか、また、どのような答申がなされているのか、それを教えてください。この地域審議会も来年になくなりますけど、これに変わる新しい委員会等を立ち上げようと考えてみえるようにもお聞きし

ていますが、どのようなものを考えておられるのか。これを教えてください。その新しい委員会のようなものについては、男女比や年齢などを十分考えて、選んでいただきたいと思います。

3点目ですが、平成27年度予算と機構改革について伺います。平成27年度予算は、当然、この4月に市長選挙がありますので、継続事業とか、義務的経費以外は本格的な予算は組めない状態ではなかったかと思いますが、その中で目玉事業は何なのか、新規事業は何なのか、教えてください。そして、機構改革についてですけど、今年度、いろんな法律の改正があったと思います。例えば、教育再生、介護保険等、これに伴って、機構改革はどう変わっているのか、3点目については、答えられる範囲内で結構でございます。

渡辺委員長       今、3点ご質問をいただきました。市の施設の開放という点と、地域審議会の委員の構成の話、あと、平成27年度予算についてですが、事務局、いかがでしょうか。

総務部次長       いくつかご質問をいただきました。何人かで手分けしてお答えさせていただくことになるかと思えます。

1点目について、施設の関係で利活用を行っている、いくつかの例をお示しさせていただきますと、例えば、教育施設である学校が統廃合されますと、空いている校舎を有効利用して、一志地域の学校を統廃合した中で空いた校舎について、一部、地元あるいはご希望の方へ開放し利用を進めてきているところ。全てが一律ではありませんが、施設整備を要するものもございまして、ある程度準備が整った段階で有効活用を徐々にではございますが、進めています。

それから、明らかに利用目的が無ければ売却という手段に出ているようなものもあります。利活用と廃止・売却とをミックスして、その都度、ニーズを把握しながらやっていきたい。その中に、NPOの方とかボランティアの方などの利用というのも入ってくるのではないかと考えております。

政策課長       地域審議会の関係ですが、地域審議会は、合併時にそれぞれの地域で、まちづくりをやっていこうということで設置しました。まず、今も地域審議会からは意見をいただいているのですが、取りまとめたものというのが、今の段階ではございません。ただ、この総合計画を策定するときにも、地域審議会の意見を全部を取りまとめたものがあり、総合計画へ全部掲載させていただいています。ちなみに17ページから、それぞれの地域審議会

からの意見ということで、各地区全て、載せさせていただいております。これも、毎年、地域審議会から意見をいただき、今も地域審議会から意見をいただいている途中です。それぞれの地域審議会から意見をいただく時期については、いつまでに意見をくださいというお願いができるものでもありませんので、今もすでにいただいている意見もあります。それについては、全部まとめて、このような形で整理をして、各担当所管が事業を進めていくということになります。現段階でできているものとしては、この総合計画に掲載している部分となります。

今後、どうするのかということについては、平成28年3月31日で地域審議会は廃止いたします。その先のお話になりますが、新しく、意見を聴く場を作ろうということは市長も申しておりますので、それを設置することになると思いますが、これについても地域審議会の方々と平成27年度中にお話をしながら、どのように進めていくかというのを決定したいと考えています。今の時点では、どのようにやっていくかということについては決まっていません。

財政課長

平成27年度予算について、ご質問いただきました。本日、資料をお手元にお渡しできればよかったです。後日という形で公表している資料がございますので、事務局と調整させていただいてお手元にお届けさせていただきますので、お許しいただきたいと思っております。平成27年度予算は、市議会でご議論いただいております。先ほど委員からもご意見いただきましたが、市長選挙を控えております。新規の政策的な判断を要するものについては計上を見送っております。それは、新しい市長が決まってから補正予算にて計上させていただく予定でございますので、早くても6月補正あるいはそれ以降の議会でご審議をいただいて、新しい事業については進めていくつもりでございます。

ただ、平成27年度予算でございますが、継続事業はもとより、すでに計画を議会にお示ししているような、建物の整備などについて、設計の予算を昨年度計上しているものなどは、今年度に工事費を計上するというようなものは予算計上してございます。これは、例えば、その予算をあえて、6月補正まで見送った場合、4月から6月までの間、行政のブランクができる可能性があります。これは市長選挙があつたとしても、進めなければならない事業ですので、そのブランクをつくるべきではないという考えの下で、当初予算にて計上しております。

あえて新規事業として申し上げますと、法律で定められておりますものについては、新規事業として計上してございます。例えば、生活困窮者の

自立支援事業でございますが、これは生活保護の手前の段階に対応する事業。また、空家の対策事業。これは法律の施行に伴いまして、事業に関連する予算というのは、計上させていただきました。その結果、新聞等でもご覧いただいたかも知れませんが、過去最大の予算規模になっております。骨格予算であるはずなのに、最大規模とはどういうことかという声もいただいておりますが、大型プロジェクト事業である市民の皆様にご利用いただく最終処分場でありますとか、リサイクルセンター。これが平成27年度に完了を迎えます。最終年度で、どうしても予算規模的には大きくなってしまいます。あと、いろいろご議論いただいた産業スポーツセンター。こちらについても契約が整い、議決もいただきましたので、サオリーナの建設が着工段階に入っております。これは平成27年度を皮切りに、来年度、再来年度と事業規模がぐっと大きくなると思っておりますけれども、今年の当初予算額が最高であろうと思っています。あとは減少していきたくと思っています。目玉事業は何かと言われましたが、そういう意味で目玉はあまり大きくはございませんが、市民の暮らしのために整備するようなものでございましたら、本庁舎周辺の県営住宅跡地と裁判所官舎跡地への施設整備事業があり、設計費を計上してございます。県営住宅跡地については応急診療施設を備えた施設整備を考えております。これが、設計段階になって、翌年から工事の実施となります。あと、大きな新規事業と言えば、道の駅津かわげですね。こちらは、今年度建設させていただいて、来年度早々の開駅を目指すというものです。

また詳しい資料は、事務局と調整して後日、お手元にお届けさせていただきますので、よろしく願いいたします。

行政経営担当 参事(兼)課長 機構改革についてですが、平成27年度は、1つは市民からの要望を実現していこうということで、現在、政策財務部に地域政策課、地域の課題を解消していこうとする部署ですが、その地域政策課と市民の方からの要望等を実現していく市民部の対話連携推進室。これを一本化して、1つの指示系統の下で、課題、要望を対話と連携によって実現していこうという体制として、地域政策課と対話連携推進室を統合して地域連携課を市民部に設置していきます。

もう1つは、下水道事業に公営企業法を適用いたしまして、上下水道をまとめて、上下水道事業管理者のもとで経営させていこうという体制を考えてございます。

もう1つが、要援護者の関係で、要援護者の相談業務、支援事業が始まりますので、それに対応するため、援護課に相談・支援担当を設置しよう

としています。

それと、先ほど、財政課長から説明もありましたが、空家対策特別措置法が施行されます。環境部に、空地・空家の相談窓口を一本化した空地・空家等連絡調整担当を設置し、苦情や要望を直接お電話などでお伺いします。実質的な空家の指導などについては、都市計画部の建築指導課に空家対策担当を設置します。

教育関係ですと、総合教育会議や大綱を定めるなど実質的な事務については、教育委員会に補助執行という形でさせまして、市長の意見も反映させなければいけないということで、市長部局の政策課で総合調整に関する事務を加えます。

介護保険についても、保険料が変わるし、システムも変わります。老人福祉法の中では介護保険計画と一体となって策定しなければならないとなっていますし、介護保険法の中では、老人福祉計画と一体となって策定しなければならないとされています。このため、少しでも連携ができるよう課の配置を見直す計画もございます。

渡辺委員長       他の委員さんはよろしいでしょうか。

寺家委員       いわゆる企業の経営という観点から、市の行政を見るのに、どのように考えればいいのかというところを、少し考えてきました。2月に市長の施政方針が出されておりましたので、それも見ながら考えていたのですが、要するにこれからどのような方向性でこの委員会を進めていくかという部分については、いろいろなご意見があるかと思いますが、やはり、実効的なやり方でないといけないと思っています。そういう意味で、私どもの企業経営の立場で申し上げますと、まず、先ほど人員の話が出てまいりましたけれども、人員そのものが市の行政を進めるに当たって、適正なのかどうかというところは、私にはよく分かりません。他の自治体と比べてどうなのか、とか。そういったところを教えていただきたいなと思ったんですが、基本的に市政とか県政とかは、企業で言えば、労働集約型の会社だと思っています。メーカーで言えば、生産性が悪ければ、新しい機械を入れることもできる。市政の場合は、なかなかそういったことはやりにくいのかなと思うのですが、市の職員の方は大変優秀な方がそろって見えると思います。だから、そういう方が一生懸命やっただいているのは良くわかります。では、それは住民サービスのために本当に適正な動きをしているのかというところは、私にもよく分かりませんが、そういった他の自治体との比較したところを少し教えていただければと思います。



それと、市長が書かれているのを見ますと、会社と同じようなことで、会社でいえば、どのように経営していくかということ、資産というものが必要になります。資産と言うと、ヒト・モノ・カネですね。最近では情報、知的財産とも言われていますけども、そういったものをどのように有効活用していくかということですが、行政にしても同じようなことが言えるのかなと思います。

それと、同じような悩みは会社にとっても市政にとってもあるのかなと思います。1つは少子高齢化。それと品質といいますか、安全安心。そういったところを行政も悩みがあるように思いました。それは会社経営していても一緒のことなので、そういったところに共通性はあると思いました。今、やっぱり会社でも、利益、利益というのではなく、いわゆる最近ではガバナンスという言葉をよく使われます。いかに正しく会社を運営していくかということですね。利益はあとについてくるんだと、先にそういったガバナンスが必要なんだというような考えでやっておるわけです。そういった部分を市政の制度の中へ盛り込んでいけるのかなということを考えてました。

いろんな問題が盛りだくさんです。空家の問題とか介護保険の問題とかいろいろありますが、ポイントはどこなのかということ、議論しなければいけないと思います。例えば、道路なのかあるいは企業誘致なのか、そういったものが随分書かれているんですけど、どうしても私が企業人なものですから、そういったところに目がいってしまいます。ポイントを書いてもらってあって、ちゃんとまとめてもらってあるけども、我々としては、もう少し深く掘り下げてというか、私たちの立場で言えることを、みんなで討議できればいいかなと思ったものですから、それを、2カ月間の間に考えておった次第です。

渡辺委員長

ありがとうございます。

人員の話は、実は私もよく分からない部分があって、2,500名を市側がどのように考えているのか。今の財政課長の話ですと、公債費の返済も続いていくし、人員も減らないので人件費も減っていかない。これをもっと減らしたいのか、あるいは、もっと行政サービスをやっていく上ではある程度は人の確保はいるので、今のままでいくのか、あるいはもう少し増やしたいのか。でも、増やすといっても少子高齢化でなかなか人も確保できませんから、高齢者、60歳以上の活用をどうしていくのか、という話が、今後の議論の中では出てくるかもしれないですね。この辺が1つの議論になってくるのかなと思いますが、市としてどう認識されているか、

というのを1つのたたき台にして、出していただけると議論しやすいということもあるかもしれないですね。

竹株委員

今のお話の中にも出てきた、2,500人体制は、合併して、しゃにむにやってきましたですね。ただこれからの後期の施策というか大きな観点に立つと、減らしてきたけど、手段は別にして、これからどうするんだって言ったときに、再配置とか、行政のほうも高齢者の課題って結構シリアスになっていくのではないかと思うんですね。逆に行政の方から、これからの人戦略みたいな、人施策みたいなこと、こんなふうに考えたいんだと。今までシュリンクばかりしてきたけども、再配置とか人の活用とか。これは、とにもかくにも高齢化が進んでいろんな行政サービスみたいなものもひょっとしたら、この5年で新たに出てくるようなものがあるかもわかりませんよね。まだ議論していないから、はっきり具体的には言えませんが。私が申し上げたいのは、今までシュリンクしてきた。そして、2,500人体制になった。これをすると、市民の方から見ると、全体人口に対して、5年先の人口に対して、まだ多いじゃないかとなるかもしれないし、評価が2,500人体制というのが分かりやすいですから、もっとドラステックに大きく人活用みたいところを、5年先に何が起きそうかということ、あまりデータは出ていませんけど、そういうものを少し読んで、大きな施策として何かあったらいいなど、個人的な感想ですけど。

渡辺委員長

高齢化の問題は、どっちかという、行政サービスの対象としての高齢化は議論されているんですけども、市当局として、いわゆる市内の高齢化などを、これをどのようにして対応していくんだという点を、行政サービスをしっかりとしたものにしていくためには、今後、検討していかなければいけない時代だということですね。この辺も1つ議論の対象になってくるのかなと思います。

総務部次長

企業経営の観点から、組織の財産である人についてのご意見だったかと思えます。ありがとうございます。2,500人体制というのは、合併の時にまず目標として掲げたところでございます。行政のサービスを提供していくのには、職員数というのはリンクするところだと思います。1つの要素としては、現在の津市の行政規模、人口というのも1つのファクターですし、それから広大な市域の面積、これも1つのファクターになります。そういったところを鑑みて、目標として2,500人というのを目指して、達成しました。ですから、これからも津市の行政サービスの提供の在り方

と職員数は密接な関係があるのではないかと考えています。その中で、現在も1つ掲げておりますのが、人の活用という部分でございます。職員一人一人のモチベーションであり、能力向上につながるように、職員の目指すべきところということで、行動規範を作るということに取り組んでいるところでございます。単に数の議論もございまして、一人一人のポテンシャルというか能力を高めるということ。そういったことを含めまして、人という資源をどのように活かしていくのかということも、1つの重要事項になるのかなと考えています。

渡辺委員長 おっしゃるとおりですね。ありがとうございました。

佐藤委員 平成30年度に次期総合計画が作られると思うんですけど、それに向けて、平成28年度か平成29年度に、新たな総合計画審議会が立ち上がるんじゃないかと思っているんですが、それに先駆けて、この行財政改革推進委員会が、今いろいろ出ているような行政の現状を踏まえて、行財政改革の視点で意見書を作って、新たな総合計画審議会の議論に反映させていただく。今のこの総合計画ですと、行財政については後ろのほうに掲載されているんですけど、先ほどご紹介がありました地域審議会の意見が10並んでいますから、ここの部分に行政改革推進委員会からこういう意見が出ていますという意見を付けていただいたらどうかと思います。

政策課長 お見込みのとおり、今の流れで行けば、平成28年度か平成29年度に総合計画審議会が開催されるであろうと思っております。ご意見は、たくさんの方からいただきますので、もちろんそういった形で取り組むことも十分に可能ですし、ぜひ、そのようにさせていただきたいと思っております。

渡辺委員長 川喜田委員はいかがでしょうか。

川喜田委員 この推進委員会そのものの使命が頭の中でクリアにならないので、大変悩んでおります。この委員会は何をしたらいいのか。委員長からは、行財政改革の推進、健全財政の確保、こういったものを見ていけばいいのかというお話がありました。経営的観点でこれをみたらどうなのかとか、それぞれ具体的な話が出てくるんですけど。会社でいえば、すでに作られた実際にある計画そのものを監査役的な立場で、これが良いとか悪いとか、これはもうちょっとこうした方が良いのではないかと、CSRでこれまづいぞとか、違反にならないかと、そういうニュアンスの委員会の位置づけな

のか。それとも、お話が出ていましたように、総合計画はあと2年でまた新しいものが始まるので、津市としてどんな方向へ行けばいいんだろうか、という1つの夢を描かなきゃいけないわけですけど、それをするためにいろんな意見を出せというニュアンスで重点的に考えればいいのか、そのために、今あるものをちゃんと理解しておけよと、だから勉強しといて、それで、次の夢をいろんなことを語るということがメインなのか。そういう監査役的な今すでにできているものを、行財政改革を推進するために気が付いたことを言えというレベルなのか。ちょっとよく分からないんです。ですから、この位置付けは、コンサルタント的な将来の方向性を決めていくために必要なものなのか。それによって、何を重点に議論したらいいのか、まだ全然、頭の中で整理できなくて、何を言ったらいいのかと正直言って混乱しております。2, 500人の話も出ていましたが、では例えばそれが妥当かどうか意見を言えといわれても、知識もないですし、はっきり言って、私は意見が言いづらい。それが本当に効率的で、コストパフォーマンスがいいのかどうかということを含めて。中身が分からないから言えないんですよね。まず、この委員会そのものが、どういうところに着眼して、どういう方向で意見を言えばいいのか。例えば、見せていただくと、大変美しいというか、きれいな言葉が並んでいまして、どれも間違いないんですよ。これが全部うまく言ったらいいだろうなとは思いますが、思いますけど、逆に言いますとそれでいいのかなと。というのも、それぞれの自治体はみんな個性があって、いろんな特徴を持っているわけです。ですから、そういう中で将来の夢を描いていくんだと、市長が社長として夢を描かれて引っ張っていくという形におそらくしていただくのでしょうけど、そのへんがね。津市の特徴は、他と比べて、何がどう違って、何を活かせばより生きていくのか。ちょっと極端なことをいうと、私は津というところが大好きですので、住みやすくていいところだなと、いつも思っておりますが、大変特徴的なのは、数字で見ますと、市町村は、700から800くらいあるんですか。その中で住みやすさは44位なんです。無茶苦茶住みやすいですね、津市って。だからやっぱり住みやすくていいところなんだと思うんですけどね。逆の面で、津市の魅力度・認知度は、見るも無残な順位で後ろから数えた方が早いんです、ブランド力としては。例えば、そういう特徴的なことを押さえた上で、将来、津市はどうあるべきかみたいな話をここで議論しろとかいうことだと、それぞれの立場を活かした意見を出していただいて、参考にさせていただくとか、他と比べてどうだというような話が出てきて、夢を語ったりだとかになっていくのが、この委員会の役目なのかと思ってみたいと思います。もしくは、

監査役でもって、既に作られたものがうまくいっているのかいっていないのか、例えば2, 500人体制ができたのか、と言うのがこの役目なのか。ちょっとその辺が、未だに頭の中が混乱しております。

渡辺委員長 他の方のご意見はいかがでしょうか。今のご意見はこの後の2番の事項とも関連がありますが。

総務部長 川喜田委員がおっしゃるとおりでございまして、これからの津市の在り方を、なんとかこの行財政改革も盛り込めないかと思っています。現在進行しておりますのは、一言で言ってしまえば、削減とかの進行管理を主体としてきたものが、既存の行財政改革でございまして。これはやっぱり合併して、10のまったく体質の違う市町村の中で無理がないであろうか、これを均一にする中で一体感の醸成を図る目的で進行管理をやってきた。そして、10年経って、それはほぼできたであろうと。じゃあ、さらに、同じ人間で高みを目指すにはどうするかという部分を、いわゆる経営という理念の中で、それが、行財政改革のもう1つ上に位置するようなものをご議論いただければというのが、今回の目的でございまして、今からの2番の事項でお話させていただこうと思った矢先でございまして。例えば、ヒトとかモノとかカネの話がありました。例えば、モノでも、今、公的な施設がいくつかあるが、これが老朽化している。これをどうやって維持修繕していくのか。それともスクラップなのか。それとも2つのモノを1つにしていくのか。これからの新規投資と維持管理の在り方がどこでどのようなふり幅を持つのかというご議論であったり、例えば、お金であれば、今は合併特例債がどんどん使えますから、実質的に3分の2が交付税措置されます。だから、ここまできけるんですというのが、いわゆる合併特例債の使える範囲だと、じゃあ、そのお金を使って、投資していくときに、今使えるものばかり全部使っていく中で、本当に歳入が入ってくるんだろうか、それから、歳出抑制するにはどうしたらいいんだろうかと。どこまでが維持で、どこまでが新設でいくんだということ。財源保障などについても、いろんな経営者の経営感覚の視点でお話いただいたり、というようなことを、ざっくばらんにお教えいただいて、方向性というか潮流を作ってみたいなと思っています。

先ほどの人のことに関しましても、10年前の諸先輩方が作った時も、当然、類似団体のことも調べて、30万人前後の都市の職員数を調べて、だいたい2, 400から2, 600人くらいで、そういう中で業務量などを全部見比べて、数字的にはこのくらいが妥当であろうということでスタ

ートしています。今、実際には毎年毎年、組織運営が変わっていくので、組織運営が変わると、新しい仕事がどんどん上乘せされて、どんどん人が必要になるかのように見えますが、実際には我々が当てはめていくと、スクラップの部分とビルドの部分が、きちんと整理ができて、今は、当面は2,500人でやれるだろうと。そして、この2,500人の使い方の中で、何が100点なんだろうかと。今の市長は、2,500人が精一杯でできることが、もう少し効率的にやれば、もうちょっとできないのかなと、それが、最後にかかってくるのがモチベーションです。これはやっぱり人の育て方です。それぞれの職員が市長の思い、まちづくりの思いを共有する。そういう理念が生まれれば、もっと一人一人がベースアップできるよね、モチベーションが上がるよね、というのが行動規範であると。だから、この2,500人で業務量がこれだけで、という考え方ではなくて、今、体感として2,500人、育休の方はお休みいただいていますし、いろんなところへ派遣に行っている職員もおりますし、実質2,500人いなくても今の状況であっても仕事ができるという整理の中で、実質2,500人になったときにはもっと、さらに何ができるか、という議論を市長はしたいと思っています。このように、ヒトとか、モノとか、カネでなく、現状を見て、津市がどのような方向に行くべきなのか、というのをいろんな意見をいただきながら、それから、我々は行財政改革の視点を持って行政経営に結び付けていけばいいなど、というような形で、今から2番で、これからの新たな計画の在り方というのを、ご議論賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

渡辺委員長           では、今後のスケジュールを含めてご説明いただければ。

行政経営担当           前回もご説明させていただきましたが、今の津市行財政改革大綱と  
参事(兼)課長           後期実施計画につきましては平成27年度をもって終了となります。今後の新たな計画ということで進めてまいります。これまでの取組については、先ほど総務部長も申し上げましたが、削減が主体となった取組でございました。この結果につきましては、取りまとめた後に、本委員会にご報告をさせていただいて、総括に向けたご議論は別途いただきたいと思えます。残る課題については、行政として責任を持って取り組んでまいります。今後のこの委員会ですが、大綱終了後の取組について、行政として市民の期待にどうやって応えていくか。そういった部分を行政を経営するに当たってどういう方向性を持っていけばいいのか、そういった観点からご議論いただければと思っています。会社経営の方々や市民のお立場の方など、

いろんな経歴の方をお願いしておりますので、それぞれのお立場からご意見をいただければと思います。

来年度、1年をかけまして議論をさせていただきまして、具体的には市長選挙が4月に控えておりますことから、選挙終了後に次回の会議を開催させていただきまして、市長から諮問という形でお願いしたいと思います。今はまだ前段階ということで申し訳ありませんが、よろしくお願いたします。来年度1年とは言いつつ、パブリックコメントで市民の方へ意見募集したり、議会への周知もごございます。1年とは言っておりますが、そういった手続に係る期間を引き算していきますと限られた時間になりますので、その限られた時間の中で、ご意見をいただきたいと考えています。

スケジュールも一緒にご説明させていただきます。先ほども寺家委員からもお話がございました。2,500人というのは正直もうこれ以上カットするのは限界なのかなと。基本は2,500人なのかなと思っております。そんな中で、津市の持っている財産、人も当然そうですし、お金のこともそうですし、施設で空いている施設もごございます。そういうものをどう活用していくかという部分も経営という観点からは必要なのではないかと考えているところです。以上でございます。

渡辺委員長

具体的には、焦点を当てた議論の方が分かりやすいのは事実だと思いますし、いろんな分野での議論があるかと思いますが、委員長としては、例えば、今回の会議は、人の問題なら人の問題の議論に集中するとか、例えば、合併時にあった施設がそのまま残っているのであれば、サービスの維持・向上は必要ですが、過剰サービスまでやる必要があるかどうか。そういった観点で経営的に議論した方が議論しやすいかなと思いますので、これはまた、事務局と別途協議して、皆さまにはその結果でご案内をして、進めていきたいと思います。

伊藤委員

一番最初は一番大変ですよ。私は、実は、ずっと聞いてきて、もやもやとしたことを川喜田委員がおっしゃっていただいたので、スッキリしている状態ですが、私も経営者ですので、常に考えることは、どうしたら津市がもうかるかという観点しかないんです。それで見ると、書いてある内容が、ものすごく美しい上っ面の中身が薄いもので、本当の状態を市役所の方はご存知なのかなと思いつつ聞いておりました。弊社は地元のマーケティング会社ですので、本当に生の地元の声が集まっているわけなんですね。ワークライフバランスと書いてあるけど、本当にできているところなんて、ほんのごく一部に限られた企業であって、ほとんどはそんな

次元ではなくて、小さい子がいるというだけで、面接で落ちたりするというのを聞きます。

要は、何とかして津市がもうかるように、やっぱり企業と一緒に、もうかっていくには特徴を出して、他の市とか県などと差別化を図る。これと例えば、津市というふうに、名前が短いとかそういう次元のものではなくて、利益に結びつくようなそういうものを作っていきたいと思います。

あと、1つ私が気になっているのは、ここでひとまとめに市民という言葉を使っていますが、この市民という言葉は、すごく二極化しているんですね。だから、市民のニーズといっても上の方のニーズ、下の方のニーズはまったく違いますので、やはり、そこら辺も市役所としては、把握しながら施策を進めていただければと思います。

辻岡委員

行財政運営の中の予算で、財政調整基金について、どんどん積み増ししているわけですが、国や県から、これだけ積み増ししていることによって、交付金カットとかそのような話にはならないですか。これを見ていると30万人規模の自治体の中で津市は抜群で、お金をいっぱい持っていて、カットされないですか。

総務部長

現実的に、この191億円を積んできたというのは、合併特例債を活用した4つの大規模なプロジェクトについて、今年だけでも100億円取り崩しがあります。10年前にスタートした大きなプロジェクトをきちんと計画的にやっつけていこうと。そのためにはお金を貯めていく必要がある。したがって、一瞬、191億円までいったのは、サオリーナ、新斎場、処分場も含めてです。これを乗り切って、10年後に津市が全部これをやっても、他の投資が10年前と同じだけできるためには財政調整基金が必要である。こういう考えで積み増してきたものです。まだ合併特例債で40億円ほど、先に基金化したものも別に持っていますので、これ自体によって、財務体質がいいからということで、交付税カットだという話にはなりません。逆に27年度に段階的に、今まで合算算定されていた交付税が減ってしまい、5年後には60億円くらい減ってしまいます。その時は借金できても、5年後、10年後に返せるのかなという部分の中で財政調整基金が大事だということで、特にこれがあるから、国がお金をあげないというのはありません。

辻岡委員

2,500人体制の話が出ていますけど、人件費を見ると200億円からそんなに変わってないですね。先ほどの説明で出てきた正規の2,500



0人の職員の人件費だと言われていましたが、非正規の職員や臨時職員もいるだろうし、それから、シルバーの活用もこれからどうされるのか、3,000人から2,500人に職員は減ったけど、人件費は200億円とあまり変わっていない。これの内訳はあるとは思いますが、なかなかいい表なので、あまり私たちには分からない。正規職員は2,500人で597億円だとすると、非正規職員の人件費を入れると、今の津市がどのように運営されているのか、シルバーさんの活用もどのようにされているのか、この予算に入っているのかどうか、これを見ると、もう行財政改革をする必要もないのかなと思います。

財政課長

正規職員とあえて説明で申し上げているのは、あくまでも正規職員としての3,146人が2,500人になったということの説明でございます。財政分析として、ここでいろいろ性質別予算というのがございまして、市の場合ですと臨時職員は、人件費ではなくて委託料とかと同じように賃金で支払う場合は、物件費となり違う性質のもので表わされるものになっております。当然2,500人体制を達成するためには、1階の窓口業務を外部委託しているようにアウトソーシングした部分もございまして。その場合ですと性質上は委託料ですので、これも物件費に含まれてきます。これは人事課と調整させていただいて、シルバー世代を再任用という呼び方をしている職員もおりますので、トータルコストとして分かるようにしてお示しさせていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

渡辺委員長

やはりいろんな課題があると思いますし、例えば10市町村が合併して、ちょうど10年になるということで、高齢化率についても、旧の市町村の間で大きな差があるわけで、今のような状況で行政サービスが今後も提供していけるのかなと。やっぱり中心市街地へ人を集める施策など、いろんなことが課題としてあるなと思いましたので、私が申し上げた会議でテーマを絞って行って、それだけで議論するということではなくて、先ほど言いましたように、中心市街地に人を集めて住民サービスを効率的に提供できる体制を10年かけて作っていくんだという話を具体的にされた方が議論しやすいだろうなと思います。

他に何かございますでしょうか。

それでは、事務局から説明がありましたように、次回は市長選挙後になるのかなと思いますけども、改めて市長から諮問をいただいて答申に向けて議論を進めていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。では最後に事務局から一言お願ひします。

総務部長

先ほどもご説明させていただきましたが、この第1回、第2回の会議につきましては、4月に市長選挙があつて、現市長は任期がありますので、未来に向かつて今の市長が決められないものがあります。選挙後にというようなことで、まずは、行財政改革がどのような形で骨格を作っていけばいいのか、そのあたりをざっくりばらんに意見をいただければということで、少し焦点がぼけてしまひまして、すみませんでした。次回以降は新市長も決まっておりますので、きちんと論点を整理して皆様方に諮問させていただきたいというところまでお話できるかと思ひますので、是非よろしくお願ひいたします。私ども全体が一丸となつて取り組んで、今の市役所でもよかったね、合併してよかったねとみんなに言っていただけるように行財政改革は大切だと思ひますので、是非ともお力添えをよろしくお願ひいたします。本日は本当に長時間ありがとうございました。

渡辺委員長

それでは、これで、会議を終わらせていただきたいと思います。

— 終了 —